

別冊参考資料

(西松浦地区合併協議会)

- ・ 学校教育の取扱い ...P 1
- ・ ごみ対策、環境保全の取扱い ...P 3
- ・ 下水道事業の取扱い ...P 6

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の現状	小項目	幼稚園・小学校・中学校		
詳細項目(事業名)	奨学資金貸付制度					485	
現 況	有田町			西有田町			
	奨学資金貸付制度 有田町育英資金貸付(一般会計予算の範囲で貸付ける)			奨学資金貸付制度 国見・ふるさと西有田奨学資金貸付(基金管理)			
		高校生	高 専	大学生	高校生	専門学校	大学・短大
	1ヶ月(円)	10,000	10,000	30,000	20,000	40,000	40,000
	年間(円)	120,000	120,000	360,000	240,000	480,000	480,000
	償還 据置:卒業後6ヶ月の据置き。 償還:卒業後6ヶ月後から10年以内の月賦又は年賦で償還する。			平成16年度末基金残高 45,753,034円(現金) 償還 据置:貸与の終了した翌月から1年は据置期間とすることができる。 償還:大学10年以内、短大・専門学校7年以内、高校5年以内(据置期間含む)			
	貸付の状況 (人)(千円)			貸付の状況 (人)(千円)			
		高校生	高 専	大学生	計	貸付額	
	平成15年度	4	0	10	14	4,080	
	平成16年度	1	0	5	6	1,920	
平成17年度	1	0	7	8	2,640		
【指定寄付】 江副奨学資金貸付(基金管理)			【指定寄付】 竹内昌三育英資金貸付(基金管理)				
	高校生	高 専	大学生	大学生			
1ヶ月(円)	10,000	11,000	35,000	50,000			
年間(円)	120,000	132,000	420,000	600,000			
平成16年度末基金残高 9,695,564円 償還 据置:卒業後6ヶ月の据置き。 償還:卒業後6ヶ月後から10年以内の月賦又は年賦で償還する。			平成16年度末基金残高 15,693,698円(現金) 償還 据置:貸与の終了した翌月から2年は据置期間とすることができる。 償還:大学10年以内(据置期間含む)				
貸付の状況 (人)(千円)			貸付の状況 (人)(千円)				
	高校生	高 専	大学生	計	貸付額		
平成15年度	0	0	3	3	1,260		
平成16年度	0	0	4	4	1,680		
平成17年度	0	0	3	3	1,260		
				大学生	貸付額		
平成15年度				14	7,080		
平成16年度				14	7,440		
平成17年度				13	7,320		

現況	<p>有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付（基金管理）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>大学及び大学校</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月（円）</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>年間（円）</td> <td>360,000</td> </tr> </table> <p>平成16年度末基金残高 6,721,502円</p> <p>償還 据置：卒業後6ヶ月の据置き。 償還：卒業後6ヶ月後から10年以内の月賦又は年賦で償還する。</p> <p>貸付の状況 (人)(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学生</th> <th>計</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>720</td> </tr> </tbody> </table>		大学及び大学校	1ヶ月（円）	30,000	年間（円）	360,000		大学生	計	貸付額	平成15年度	2	2	720	平成16年度	2	2	720	平成17年度	2	2	720
		大学及び大学校																					
1ヶ月（円）	30,000																						
年間（円）	360,000																						
	大学生	計	貸付額																				
平成15年度	2	2	720																				
平成16年度	2	2	720																				
平成17年度	2	2	720																				
課題・問題点	<p>・有田町には一般会計予算による制度が1、指定寄付での基金制度が2あり、西有田町は基金制度が1、指定寄付での基金制度が1ある。</p>																						
調整内容	<p>・有田町育英資金は廃止し、新町において新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付及び竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(第1回協議会確認)</p> <p>(具体的対応策) 合併前に貸付の決定を受けた者の貸付及び償還については、従前の例による。</p>																						
具体的調整内容	<p>・新町において新たに有田町奨学資金貸付制度を創設し、当分の間、旧有田町区域を対象とする。</p> <p>・有田ロータリークラブ福島奨学資金制度は、新町全域を対象とする。</p> <p>・有田町奨学資金及び有田ロータリークラブ福島奨学資金の貸付金額は国見・ふるさと西有田奨学資金に準ずる。</p> <p>(第16回協議会確認)</p>																						

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等	No.	455
	詳細項目(事業名)	助成制度					
現 況	有田町			西有田町			
	<p>1. 生ごみ処理機設置事業 電動式生ごみ処理機を設置する者に対し奨励金を交付する。 ・1基につき購入費の3分の1とし、2万円を限度。 ただし、千円未満は切り捨て。 ・1世帯あたり1基のみ ・14年度実績 15基(291千円) ・15年度実績 15基(276千円) ・16年度実績 20基(390千円)</p> <p>2. ごみ処理容器設置事業 町が指定するコンポストを設置した者に対して補助金を交付する。 ・コンポスト1個につき2千円 ・14年度実績 なし ・15年度実績 なし ・16年度実績 なし</p> <p>3. ぼかし肥料専用容器購入補助事業 ぼかし肥料専用容器を購入した世帯に対して補助金を交付する。 ・ぼかし肥料専用容器1個につき購入費の2分の1以内とし、千円を限度。 ・1世帯あたり2個まで ・14年度実績 なし ・15年度実績 なし ・16年度実績 なし</p> <p>4. ごみ集積場整備補助事業 ごみ集積場を設置、整備する区(部落)に対して、補助金を交付する。 ・市販の完成品は、購入価格の2分の1以内とし、3万円を限度 ・ブロック等で設置の時は、設置費の3分の1以内とし5万円を限度 ・14年度実績 5基(143千円) ・15年度実績 8基(219千円) ・16年度実績 3基(81千円)</p>			<p>1. 生ごみ処理機購入補助事業 同左 ・15年度実績 16基(299千円) ・16年度実績 11基(200千円)</p> <p>2. ごみ処理容器設置事業 同左 ・15年度実績 なし ・16年度実績 1件(2千円)</p> <p>3. ぼかし肥料専用容器購入補助事業 なし</p> <p>4. ごみ集積場整備補助事業 地区の集積場を整備した場合補助金を交付する。 ・既製品の購入は、購入費の2分の1以内とし、2万円を限度 ・ブロック等で整備された場合は、設置費用の2分の1以内とし、5万円を限度。 ※いづれも千円未満切捨て。 ・15年度実績 2基(100千円) ・16年度実績 無し</p>			

	有田町	西有田町				
現 況	<p>5. 環境リサイクル事業</p> <p>なし</p>	<p>5. 環境リサイクル事業</p> <p>月1回、資源ごみを地区指定の場所へ個人が持参して、指定された分類毎に分別し、町が回収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の行政区には、委託料を支払う。 ・15年度実績 8地区(849千円) 1行政区当たり 年間117,120円 ・16年度実績 14地区(893千円) 1行政区当たり 年間 87,840円 <p>※17年度は24地区予定。平等割(一地区当り 24,000円)+人口割(1人当り 80円)</p>				
	<p>6. 資源ごみ回収奨励事業</p> <p>自主的な資源回収活動を実施する町民団体に対し、補助金を交付する。</p> <p>回収団体への補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象資源ごみ</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙類</td> <td>資源ごみ1kg当たり 5円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・13年度実績 婦人会へ531千円 ・14、15、16年度実績 なし 	補助対象資源ごみ	補助額	紙類	資源ごみ1kg当たり 5円	<p>6. 資源ごみ回収奨励事業</p> <p>なし</p>
	補助対象資源ごみ	補助額				
	紙類	資源ごみ1kg当たり 5円				
<p>7. 有用微生物群(EM菌)生ごみ減量化普及事業</p> <p>EM菌を利用したごみ減量化の普及活動を実施する町民団体に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年度実績 なし 	<p>7. 有用微生物群(EM菌)生ごみ減量化普及事業</p> <p>なし</p>					
<p>8. リサイクルデー事業(助成なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 泉山防災広場、外尾山防災広場(交互に実施) ・開催回数 月1回(平成17年10月より) ※H16は、年2回実施 ・回収品 新聞チラシ、雑誌・紙製容器、段ボール、食用廃油 ※乾電池、蛍光灯は、役場西側倉庫にて回収(平日のみ) 	<p>8. リサイクルデー事業(助成なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 リサイクルステーション ・開催回数 月1回 ・回収品 新聞チラシ、雑誌・紙製容器、段ボール、乾電池、蛍光灯 					

<p>課題 ・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機設置事業は、問題なし。 ・ごみ処理容器設置事業は、問題なし。 ・ぼかし肥料専用容器購入補助事業は、有田町のみ実施。 ・ごみ集積場整備補助事業は、2町で補助の内容が違う。 ・環境リサイクリング事業は、西有田町のみ実施。 ・資源ごみ回収奨励事業は、有田町のみ実施で3年間実績がない。 ・有用微生物群(EM菌)生ごみ減量化普及事業は、有田町のみ実施。
<p>調整 内容</p>	<p>・ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。 (第4回協議会確認)</p> <hr/> <p>(具体的対応策) 両町ともごみの減量化・再資源化に向け普及促進が必要であり、助成制度については事業内容の充実を図る。</p>
<p>具体的 調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機設置事業は、現行のとおりとする。 ・ごみ処理容器設置事業は、現行のとおりとする。 ・ぼかし肥料専用容器購入補助事業は、有田町の例による。 ・ごみ集積場整備補助事業は、有田町の例による。 ・環境リサイクリング事業は、現行のとおりとする。 ・資源ごみ回収奨励事業は、廃止する。 ・有用微生物群(EM菌)生ごみ減量化普及事業は、有田町の例による。 ・リサイクルデー事業は、現行のとおりとする。 <p>(第16回協議会確認)</p> <hr/> <p>(調整方針) 環境リサイクリング事業は、新町全域での実施を検討する。</p>

協議第91号「下水道事業の取扱い」の参考資料

事務事業一元化調査票

[上下水道] 部会 [下水道] 分科会

大項目	下水道	中項目	浄化槽整備推進事業の状況	小項目	使用料	No.	340																	
詳細項目(事業名)		浄化槽整備推進事業使用料																						
現 況	有田町			西有田町																				
	<p>○下水道使用料については、汚水量によって賦課しているが、算出方法として次の3つの方法を採用している。</p> <p>①水道水を使用の場合(水道水の使用水量)</p> <p>②地下水のみを使用の場合(1人まで8m³/月とし、1人増すごとに5m³/月を加算する)</p> <p>③水道水と地下水を併用の場合(水道水の使用水量に1人3m³/月加算するか、井戸水メーターを設置させその使用料分を加算する。)</p> <p>基本料金 ・汚水量 10m³まで 1,300円</p> <p>超過料金(1m³につき)</p> <p>・10m³を超え20m³まで 150円</p> <p>・20m³を超え50m³まで 170円</p> <p>・50m³を超え100m³まで 200円</p> <p>・100m³を超えるもの 230円</p>			<p>1. 使用料(1ヶ月当たり)</p> <p>一般家庭(月額) (税別)</p> <table border="1"> <tr> <th>基本料金</th> <th>人員割</th> </tr> <tr> <td>2,000円</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>業務用及び共同住宅 (税別)</p> <table border="1"> <tr> <th>人槽区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>1人槽~100人槽</td> <td>人槽に500円を乗じた額に2,000円を加えた額</td> </tr> </table> <p>※一般家庭と併設の場合は業務用料金と合算した金額とする</p> <p>地区公民館 (税別)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> <tr> <td>1戸~50戸</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>51~100戸</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>101戸~</td> <td>4,000</td> </tr> </table>				基本料金	人員割	2,000円	500円	人槽区分	使用料	1人槽~100人槽	人槽に500円を乗じた額に2,000円を加えた額	区分	使用料(円)	1戸~50戸	2,000	51~100戸	3,000	101戸~	4,000	
基本料金	人員割																							
2,000円	500円																							
人槽区分	使用料																							
1人槽~100人槽	人槽に500円を乗じた額に2,000円を加えた額																							
区分	使用料(円)																							
1戸~50戸	2,000																							
51~100戸	3,000																							
101戸~	4,000																							
<p>(参考)計算例</p> <p>1ヶ月に25m³を使用した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 (10m³×150円)+(5m³×170円)</td> <td>= 2,350円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,650円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,650円×1.05= 3,832円</td> </tr> </table>			基本料金	1,300円	超過料金 (10m ³ ×150円)+(5m ³ ×170円)	= 2,350円	計	3,650円		3,650円×1.05= 3,832円	<p>(参考)計算例</p> <table border="1"> <tr> <td>3人家族の場合の使用料の例</td> <td>4人家族の場合の使用料の例</td> </tr> <tr> <td>基本料金 2,000円</td> <td>基本料金 2,000円</td> </tr> <tr> <td>人員割 500円×3人=1,500円</td> <td>人員割 500円×4人=2,000円</td> </tr> <tr> <td>計 3,500円</td> <td>計 4,000円</td> </tr> <tr> <td>3,500円×1.05=3,675円</td> <td>4,000円×1.05=4,200円</td> </tr> </table>				3人家族の場合の使用料の例	4人家族の場合の使用料の例	基本料金 2,000円	基本料金 2,000円	人員割 500円×3人=1,500円	人員割 500円×4人=2,000円	計 3,500円	計 4,000円	3,500円×1.05=3,675円	4,000円×1.05=4,200円
基本料金	1,300円																							
超過料金 (10m ³ ×150円)+(5m ³ ×170円)	= 2,350円																							
計	3,650円																							
	3,650円×1.05= 3,832円																							
3人家族の場合の使用料の例	4人家族の場合の使用料の例																							
基本料金 2,000円	基本料金 2,000円																							
人員割 500円×3人=1,500円	人員割 500円×4人=2,000円																							
計 3,500円	計 4,000円																							
3,500円×1.05=3,675円	4,000円×1.05=4,200円																							

<p>課題 ・ 問題点</p>	<p>・有田町は、17年度から実施。 ・使用料の算定方法が異なる。(有田町－使用水量 西有田町－人員割)</p>
<p>調整 内容</p>	<p>・浄化槽整備推進事業は、新町において汚水処理整備計画を策定し、計画的な調整を図る。 ・浄化槽整備推進事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。 (第7回協議会確認)</p>
<p>具体的 調整 内容</p>	<p>・浄化槽整備推進事業の使用料は、現行のとおりとする。 (第16回協議会確認)</p> <hr/> <p>(調整方針)</p> <p>浄化槽整備推進事業は、西有田町の例により、企業会計で実施する。(同一事業で会計が異なると、国庫事業であるため支障をきたす) 他の下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業)は、現在の特別会計で実施し、合併後1年(平成19年4月)を目標に企業会計への移行を目指す。 汚水処理整備事業(公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備推進事業)の使用料は、すべての汚水処理整備事業を企業会計に移行する時に調整する。 浄化槽整備推進事業の使用料システムは、現行のとおりとし、すべての汚水処理整備事業を企業会計に移行する時に一本化する。 使用料の賦課及び徴収は、会計を一本化後、有田町の例により水道事業所に委託する。</p>

事務事業一元化調査票

[上下水道] 部会 [下水道] 分科会

大項目	下水道	中項目	浄化槽整備推進事業の状況	小項目	負担金等
詳細項目(事業名)	浄化槽整備推進事業負担金				342
現況	有田町		西有田町		
	負担金の額				
		人槽区分	負担金(円)	割合	基準額(円)
		5~10	150,000	定額	-
		11~15	320,850	基準額の15%	2,139,000
		16~20	493,200		3,288,000
		21~25	621,000		4,140,000
		26~30	962,400	基準額の20%	4,812,000
		31~40	1,118,400		5,592,000
		41~50	1,288,200	基準額の25%	6,441,000
	51~100	-	町長が定めた額		
	消費税加算	なし(上記負担金を徴収)		消費税加算	あり(上記負担金は税別)
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・有田町は、17年度から実施。 ・西有田町の負担金は、消費税加算がある。 				
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備推進事業の負担金は、現行のとおりとする。(第7回協議会確認) 				
具体的調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備推進事業の負担金は、西有田町の例による。(第16回協議会確認) 				